第十七条の十の三の表第六十条の五第一項の項中「第六号及び第九号」を「第四号、第七号及び第十号」に改める。

第十七条の十六の表第三十三条の三第一項第六号の項中「第三十三条の三第一項第六号」を「第三十三条の三第一項第七号」に改め、同表第五十条の二第六項の項中「すべて」を「全て」に改める。

第四章の五を第四章の六とする。

第四章の四中第十八条の四の十一を第十八条の四の十六とし、第十八条の四の十を第十八条の四の十五とし、第十八条の四の九を第十八条の四の十四とする。

第四章の四を第四章の五とし、第四章の三の次に次の一章を加える。

第四章の四　高速取引行為者

（高速取引行為者の最低資本金の額等）

第十八条の四の九　法第六十六条の五十三第五号ロに規定する政令で定める金額は、千万円とする。

2　申請者が外国法人である場合において、法第六十六条の五十三第五号ロの資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第六十六条の五十の登録の申請の時における外国為替相場によるものとする。

（高速取引行為者の最低純財産額）

第十八条の四の十　法第六十六条の五十三第七号に規定する政令で定める金額は、零とする。

（外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例）

第十八条の四の十一　法第六十六条の六十八の規定により読み替えて適用する法第六十六条の五十九に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である高速取引行為者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たっての技術的読替え）

第十八条の四の十二　高速取引行為者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たっての法第六十六条の六十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十六条の六十第三号	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始	国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行つたとき、又は主たる営業所若しくは事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類
第六十六条の六十一第一項第三号	法人を代表する	法人の
第六十六条の六十一第一項第四号	により解散した	を受けたとき、又は主たる営業所若しくは事務所の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始した
	破産管財人	破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者
第六十六条の六十一第一項第五号	清算人	清算人又は主たる営業所若しくは事務所の所在する国において清算人に相当する者

（高速取引行為者に関する読替え）

第十八条の四の十三　法第六十六条の六十九に規定する法第六十六条の五十の登録又は高速取引行為者について、法の規定を準用する場合における法第六十六条の六十九の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十七条第一項	登録申請者又は金融商品取引業者	登録申請者
	当該登録申請者又は当該金融商品取引業者	当該登録申請者
第五十七条第二項	第五十一条、第五十一条第二項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条又は前条	第六十六条の六十二、第六十六条の六十三第一項又は第六十六条の六十四
第五十七条第三項	第三十条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項若しくは第二項、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十三条、第五十四条若しくは前条	又は第六十六条の六十二、第六十六条の六十三第一項若しくは第二項若しくは第六十六条の六十四

第十九条の三の三第二号中「第六十条の二第一項第六号」を「第六十条の二第一項第七号」に、「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同号ハ中「並びに第四十四条第十三項及び第十四項」を「、第四十三条の四第三項、第四十三条の六第一項及び第二項並びに第四十四条第十四項及び第十五項」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「すべての要件」を「要件の全て」に改める。

第二十七条第一号中「特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号において同じ。）」を「資産」に、「当該特定資産」を「当該資産」に改め、「（特定社債券を除く。）」を削る。

第二十七条の四第一号中「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第二号において同じ。）」及び「（同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）」を削る。

第三十八条第二項中「規定は」の下に「、法第六十条第二項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限り、法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を、「準用する法」の下に「第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）」を、「第八号」の下に「及び第九号」を、「ものに限る。）」の下に「並びに法第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条及び第百六十三条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令」を加え、同条第三項中「第八号」を「第九号」に改め、「第三十九条」の下に「（第四項及び第六項を除く。）」を加え、同条第四項中「、第六十六条の十四の二並びに第六十六条の十五」を「及び第六十六条の十四の二並びに法第六十六条の十五」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「次に」を「第一号から第三号までに」に改め、「係る業務」の下に「並びに高速取引行為を行う者の行為が第四号に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十五条の五第一項の調査に係る業務及び高速取引行為を行う者の同号に掲げる